

第6回  
「社団法人ふくい農林水産支援センター(旧林業公社)のあり方検討委員会」  
概 要

日 時：平成24年2月6日(月) 13:30~15:30

場 所：福井県教育センター 3階 302会議室

出席者：(委員)

松下委員長、前田副委員長

泉委員、岡委員、川野委員、川村委員、坂東委員(五十音順)

(福井県)

山田農林水産部長、齊藤農林水産部企画幹、門前農林水産部林業企画幹、

松倉森づくり課長、鈴木森づくり課森林整備室長、吉川森づくり課参事(分収造林改革)、

新田農林水産振興課長、星野県産材活用課長

((社)ふくい農林水産支援センター)

田中常務理事、山田事務局長

議 題：(1) 検討経過と今回の検討事項

(2) 今後の分収造林事業の方向

1 山田農林水産部長あいさつ

2 松下委員長あいさつ

3 議事

(1) 検討経過と今回の検討事項

事務局より説明

(2) 今後の分収造林事業の方向

事務局より説明

## 【主な意見】

- 長期収支の試算で使用している材価のうち、市場取引材について、一部に価格の開きの大きいものが見受けられるので、その要因を分かるようにしてほしい。
- 国の「T P P 林産物影響試算」は、関税率 10%以上の品目である合板・集成材に限定して試算しているが、実際には、合板・集成材だけでなく、一般材にも影響を与えるものと考えられる。
- 公的支援見込額の試算に当たって、分収見直しに係る人件費等のコストも見込むべきである。特に、県営化案については、県職員の人件費の増加分が漏れがちとなるので、こうしたコストも試算に含めて比較検討するべきである。
- 契約解除した場合、育成途上の森林の評価の算定が非常に難しい。ただ同然で評価するのか高く評価するのか評価の仕方によって大きな差が生じるので、他県の先行事例があれば分析して示してほしい。
- 最近の他県の経営見直しの事例の中で、福井県のセンター経営のヒントや参考になるところがあれば、取り入れられるかどうか検討してほしい。
- 今回追加した県営化案（B－1案、B－3案）は、アンケート結果を参考に契約解除する割合を24%、県が分収見直しをして契約承継する割合を76%と見込んでおり、センター継続案（C案）は分収見直しを100%と見込んで試算している。  
追加した県営化案（B－1案、B－3案）の契約解除見込みの24%については、アンケートでは契約終了後に返還された造林地を自分で管理すると答えているのであって、契約を途中で解約して今すぐ管理すると答えているわけではないため、土地所有者の意向を正確に反映しているとは言えないことから、試算額に大きく影響するのであればこの率を用いるのは適切でない。
- 追加した県営化案（B－1案、B－3案）の場合、自分で管理する意思のある人が契約を解除できるとするのなら、センター継続案（C案）の場合も契約を解除できるようにするべきではないのか。

- 追加した県営化案（B－1案、B－3案）において、契約解除して返還する場合、投下経費での買取りを条件とすればよいのではないか。
- 追加した県営化案（B－1案、B－3案）とセンター継続案（C案）は、分収見直しをするという点では同じだが、B案はセンターを廃止して県営化するため見直しの達成率が高くなり、一方、C案はセンター継続のままで比率を見直すということなので交渉が大変になると考える。これらを踏まえて、分収見直しという面から分収見直しの達成率を考えると、B案が76%で、C案が100%とするのは非現実的である。
- 追加した県営化案（B－1案、B－3案）で県が分収見直しをして契約承継する割合（76%）と、センター継続案（C案）の分収見直し達成率（100%）は、どちらも現段階で明確な根拠のない見込みであり、やってみないと分からないということであれば、県承継、分収見直しのいずれも同じ100%と見込んで比較した方がよい。
- 追加した県営化案（B－1案、B－3案）では、分収見直しに応じない人について、分収林の持分所有権（6割）を県が引き取り、伐採のことはその後考えることになるものの、土地所有者に安く返還しないということではよい案だと思う。
- 追加した県営化案（B－1案、B－3案）は、センター継続案（C案）に比べると分収見直しの交渉自体はしやすくなると考えるが、林業部門以外の他部門などを別法人に移した上で清算することが前提の案であり、こうしたときのデメリットなども整理して考える必要がある。

※経営の選択肢案（A案～C案）については、資料1を参照